

## 有機畜産物の日本農林規格

制 定 平成17年10月27日農林水産省告示第1608号  
一部改正 平成18年10月27日農林水産省告示第1466号

## (目的)

第1条 この規格は、有機畜産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

## (有機畜産物の生産の原則)

第2条 有機畜産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養した家畜又は家きんから生産することとする。

## (定義)

第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用語	定義
有機畜産物	次条の基準に従い生産された畜産物をいう。
家畜	牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。
家きん	鶏、うずら、あひる及びかかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。
有機飼料等	有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）により格付の表示が付されているもの、有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号。以下「有機加工食品規格」という。）により格付の表示が付されているもの（乳以外の畜産物を原材料とするものを除く。）、有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号。以下「有機飼料規格」という。）により格付の表示が付されているもの又はこの規格により格付の表示が付されている乳をいう。
有機畜産用自家生産飼料	有機畜産物の認定生産行程管理者が生産行程を管理し、又は把握した飼料であって、有機農産物規格第4条の基準（ただし、多年生の牧草を生産する場合にあっては、有機農産物規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(1)中「多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあってはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。）に従い生産したもの又は有機飼料規格第4条の基準に従い生産したものをいう。
採草放牧地	主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。
野外の飼育場	ほ場等（ほ場及び採草放牧地をいう。以下同じ。）又は野外の運動場（主に家畜又は家きんを運動させる目的で利用される土地であって、家畜又は家きんがその表面を掘り起こすことができるもの。ただし、あひる及びかものためのものについては、このほか水田、小川、池又は湖を有するものでなければならない。）をいう。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるもののうち製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものを除く。）、農薬（別表2に掲げるもののうち組換えDNA技術を用いずに製造されたものを除く。）及び土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。

有機飼養	第4条の表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準に適合した飼養方法をいう。
更新	一事業年度において、その直近の過去三事業年度間に出荷し又は死亡した家畜又は家きんの頭羽数を3で除した数以下の頭羽数の家畜又は家きんを新たに飼養することをいう。
肥育の最終期間	と殺直前の期間であって、3月間又は家畜及び家きんの生存期間の5分の1のいずれか短い期間をいう。
飼料添加物	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。
動物用医薬品	薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項に規定する動物用医薬品であってビタミン及び無機塩類以外のものをいう。
動物用生物学的製剤	動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令（昭和36年農林省令第4号）第1条第1項に規定する生物学的製剤をいう。
要診察医薬品	薬事法第44条第1項に規定する毒薬、同条第2項に規定する劇薬及び獣医師法施行規則（昭和24年農林水産省令第93号）第10条の5に規定する医薬品をいう。

（生産の方法についての基準）

第4条 有機畜産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
畜舎又は家きん舎	<p>1 畜舎は、次の(1)から(8)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 家畜が飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。</p> <p>(2) 適度な温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。</p> <p>(3) 清掃及び消毒に必要な器具又は設備が備えられており、適切に清掃及び消毒されていること。</p> <p>(4) 別表4の薬剤以外のものを清掃又は消毒に使用していないこと。</p> <p>(5) 床が平坦かつ滑らない構造であること。</p> <p>(6) 畜舎又は畜房（畜舎内の一部を柵などで囲った収容空間をいう。）の全床面積に占める格子構造（角材等を間隔をおいて組んだ構造をいう。）の割合が、50%以下であること。</p> <p>(7) 家畜が横臥することができる敷料を敷いた状態又は土の状態の清潔で乾いた床面を有すること。</p> <p>(8) 別表5左欄の家畜を飼養する畜舎にあつては、家畜1頭当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。</p> <p>2 家きん舎は、次の(1)から(6)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 家きんが飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。</p> <p>(2) 適度な温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。</p> <p>(3) 清掃及び消毒に必要な器具又は設備を備えており、適切に清掃及び消毒されていること。</p> <p>(4) 別表4の薬剤以外のものを清掃又は消毒に使用していないこと。</p> <p>(5) 種の特性及び群の大きさに応じて適切な止まり木等の休息場所及び十分な大きさの出入口を有すること。</p> <p>(6) 28日齢以降の家きんを飼養する家きん舎にあつては、1羽当たり0.1m<sup>2</sup>以上の面積を有すること。</p>
野外の飼育場	<p>1 野外の飼育場は、次の(1)から(8)までに掲げる基準に適合するものであること。</p>

	<p>(1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。</p> <p>(2) 組換えDNA技術を用いて生産された種苗がは種又は植え付けされていないこと。</p> <p>(3) 家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない場合にあつては、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる施設を有していること。</p> <p>(4) 家畜（豚を除く。2において同じ。）のための野外の飼育場にあつては、次のアからエまでに掲げる期間、使用禁止資材を使用せずに肥培管理及び有害動植物の防除が行われていること。  ア 多年生作物（牧草を除く。）を栽培しているほ場にあつては最初に家畜を放牧する前3年以上の間  イ 牧草を栽培しているほ場にあつては最初に家畜を放牧する前2年以上の間  ウ ア及びイに掲げるもの以外の作物を栽培しているほ場にあつては種又は植付けの前2年以上の間  エ 採草放牧地にあつては最初に家畜を放牧する前3年以上の間</p> <p>(5) 豚又は家きんのための野外の飼育場にあつては、最初に豚又は家きんを放牧する前1年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</p> <p>(6) 別表6左欄の家畜のための野外の飼育場にあつては、家畜1頭当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。</p> <p>(7) 28日齢以降の家きんのための野外の飼育場にあつては、1羽当たり0.1m<sup>2</sup>以上の面積を有すること。</p> <p>(8) 28日齢以降のかものための水田にあつては、1羽当たり3分の1アール以上の面積を有すること。</p> <p>2 1の(4)の基準にかかわらず、ほ場等が当該家畜を飼養する農場内にある場合であり、かつ、有機飼料等並びにこの表飼料の給与の項基準の欄1の(2)及び(3)に掲げる飼料（以下「有機畜産用購入飼料」という。）の合計が乾物重量換算で平均採食量（別表3右欄の1日当たり平均採食量をいう。以下同じ。）の50%未満である場合は、使用禁止資材が使用されていないものであること。この場合にあつては、当該ほ場等において使用禁止資材を最後に使用した日から起算して2年間以上経過した場合でなければ、当該ほ場等に放牧された家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。</p>
飼養の対象となる家畜又は家きん	<p>1 家畜にあつては、出産前に6月以上有機飼養された母親の子供であつて、出生のときから有機飼養されたものであること。</p> <p>2 家きんにあつては、ふ化のときから有機飼養されたものであること。</p> <p>3 1及び2に掲げるもののほか、農場において新たに有機畜産物の生産に用いるための家畜又は家きんの飼養を開始する場合にあつては、当該家畜又は家きんの有機飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた家畜又は家きんを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。</p> <p>4 1から3までに掲げる家畜又は家きんの入手が困難な場合は、次のいずれかのものを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。</p> <p>(1) 家畜の更新の場合にあつては、別表8の基準に適合する家畜</p>

	<p>(2) 次のいずれかに該当する場合にあっては、別表9の基準に適合する家畜又は家きん</p> <p>ア 新たに畜産を開始する場合</p> <p>イ 新たな畜種又は家きん種の飼養を開始する場合</p> <p>ウ 有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜又は家きんの30%以上の頭羽数の家畜又は家きんを新たに飼養の対象とする場合</p> <p>(3) 災害又は疾病により有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜又は家きんの25%以上が死亡した場合にあっては、災害又は疾病により死亡した頭羽数以下の家畜又は家きん</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる家畜の子</p>
飼料の給与	<p>1 次の(1)から(3)までに掲げる飼料以外の飼料を給与しないこと。</p> <p>(1) 有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料。ただし、有機農産物規格第5条第2項、有機加工食品規格第5条の表名称の表示の項基準の欄2又は有機飼料規格第5条第2項の基準により「転換期間中」と表示されたものを家畜又は家きんに給与することができる割合は、乾物重量換算で有機飼料等の30%以下とする。</p> <p>(2) 天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものであって、飼料添加物のうち無機塩類の補給を目的とする物質。ただし、当該飼料添加物の入手が困難な場合は、類似する物質（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものに限る。）を給与することができる。</p> <p>(3) 蚕のさなぎ粉（放射線が照射されたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除き、家畜又は家きんに給与することができる割合は、(1)の飼料の乾物重量換算で5%以下に限る。）</p> <p>2 ほ育期間中の家畜にあっては、母乳又は6月以上有機飼養されている同種の家畜の雌の乳を給与することができる。ただし、その入手が困難な場合は、6月以上有機飼養されているその他の種の家畜の雌の乳を給与することができる。</p> <p>3 1の基準にかかわらず、有機畜産用購入飼料の合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合にあっては、当該家畜を飼養する農場内にあり、次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合するほ場等において生産した農産物を給与し、又は給与する飼料の原材料に用いることができる。この場合にあっては、当該ほ場等が次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合した日から起算して2年以上経過した場合でなければ、当該飼料を給与した家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。</p> <p>(1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。</p> <p>(2) 有機農産物規格第4条の表ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び育苗管理の項の基準に適合した管理を行うこと。</p> <p>4 災害又は輸入の途絶により有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料の入手が著しく困難と認められる場合は、1から3までに掲げる基準にかかわらず、入手が可能となるまでの期間に限り、1から3までに掲げる飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むものを除く。）を乾物重量換算で平均採食量から1の(2)及び(3)に掲げる飼料の重量を除いた重量の50%まで給与することができる。</p> <p>5 牛、馬、めん羊及び山羊にあっては、生草、乾草又はサイレージ以外</p>

	<p>の飼料が乾物重量換算で平均採食量の50%未満（肉を生産することを目的として飼養する牛又は馬にあつては、90%未満）であること。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる期間にあつてはこの限りでない。</p> <p>(1) ほ育期間  (2) 乳用牛又は乳用山羊にあつては搾乳を開始してから最初の3月間  (3) 肥育の最終期間</p>
<p>健康管理</p>	<p>1 疾病予防を目的として、病気に対する抵抗力の強化及び感染予防が図られるよう家畜又は家きんの種類に応じた適切な飼養管理を行うこと。</p> <p>2 特定の疾病又は健康上の問題が発生し、又は発生の可能性があつて、他に適当な治療方法若しくは管理方法がない場合又は法令（法律の規定に基づく命令及び処分を含む。以下同じ。）で義務付けられている場合を除き、動物用医薬品を使用しないこと。</p> <p>3 家畜又は家きんへの動物用生物学的製剤又は駆虫薬以外の動物用医薬品の使用は、治療目的に限ること。</p> <p>4 要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を用いた治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる期間、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができない。</p> <p>(1) 動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）別表第1及び別表第2の医薬品の欄に掲げるものを使用する場合 それぞれ、当該医薬品の種類に応じてこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物の種類に応じ、これらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間の2倍の期間</p> <p>(2) (1)に掲げる医薬品以外の医薬品を使用する場合 と殺、搾乳若しくは採卵する前48時間又は薬事法第14条第1項、第14条第9項、第14条の4及び第14条の6に基づく医薬品等の承認、承認事項の変更、再審査及び再評価の際に定められる休薬期間（最後に投薬されてからと殺、搾乳若しくは採卵するまでの期間をいう。）の2倍のいずれか長い期間</p> <p>5 成長の促進を目的とした飼料以外の物質を給与しないこと。</p>
<p>一般管理</p>	<p>1 家畜及び家きんを野外の飼育場（牛、馬、めん羊及び山羊のためのものについては、ほ場等を有するものでなければならない。）に自由に出入りさせること。ただし、週2回以上家畜又は家きんを野外の飼育場に放牧する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 1の基準にかかわらず、次の(1)から(9)までに掲げる期間にあつては、家畜及び家きんを野外の飼育場に入出入りさせずに飼養することができる。</p> <p>(1) 積雪又は天災により家畜又は家きんの入出入りが困難である期間  (2) 牛にあつては、出生から2月又は離乳後7日を経過する日までのいずれか長い期間  (3) 雌牛にあつては、妊娠8月から分娩までの期間  (4) 豚にあつては、出生から離乳するまでの期間  (5) 雌豚にあつては、妊娠3月から出産した子豚の離乳までの期間  (6) 肥育の最終期間  (7) 運動することが疾病や障害からの回復に悪影響を与えると認められる期間  (8) 家畜又は家きんの採食により、野外の飼育場の維持管理に支障が生じると認められる期間</p>

	<p>(9) 法令で家畜又は家きんの野外への出入りが禁止された期間及び農林水産大臣、畜舎又は家きん舎の所在地を管轄する都道府県知事又は家畜保健衛生所長から文書で家畜又は家きんの野外への出入りを制限するよう要請された期間</p> <p>3 家畜又は家きんを故意に傷つけないこと。ただし、最も適切な時期に家畜又は家きんにできる限り苦痛を与えない方法によって次の(1)から(3)までに掲げる処置を行う場合を除く。</p> <p>(1) 除角、断嘴、断尾その他の家畜又は家きんの安全又は健康のための処置</p> <p>(2) 耳標の装着その他の家畜の識別のための処置</p> <p>(3) 外科的去勢</p> <p>4 採卵鶏にあっては、人工照明により日長を延長する場合には、延長された日長時間が1日当たり16時間以内であること。</p> <p>5 次の(1)から(3)までに掲げる技術を用いて繁殖させないこと。</p> <p>(1) 受精卵移植技術</p> <p>(2) ホルモンを用いた繁殖技術</p> <p>(3) 組換えDNA技術を用いた繁殖技術</p> <p>6 家畜又は家きんの排せつ物は、水質汚濁を招かない方法により管理及び処理を行うこと。</p> <p>7 家畜又は家きんの輸送に当たっては、電気刺激又は精神安定剤を使用しないこと。</p> <p>8 と殺は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。</p> <p>9 乳用牛及び乳用山羊にあっては、搾乳に用いる施設及び器具を清潔に保つとともに、乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤並びに別表4の薬剤以外のものを使用しないこと。</p> <p>10 有機飼養されていない家畜又は家きんと接触しないよう管理を行うこと。</p>
<p>解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理</p>	<p>1 この表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼養の対象となる家畜又は家きんの項、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準（以下「畜舎又は家きん舎の項等の基準」という。）に適合しない畜産物が混入しないよう管理を行うこと。</p> <p>2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び有機加工食品規格別表2の薬剤（ただし、畜産物への混入を防止すること。）</p> <p>(2) 畜産物の品質の保持改善目的 別表10の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p>3 放射線照射を行わないこと。</p> <p>4 この表畜舎又は家きん舎の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された畜産物が動物用医薬品、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理を行うこと。</p>

(有機畜産物の表示の基準)

第5条 有機畜産物の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。

- (1) 「有機畜産物」
- (2) 「有機畜産物〇〇」又は「〇〇(有機畜産物)」
- (3) 「有機畜産〇〇」又は「〇〇(有機畜産)」
- (4) 「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」
- (5) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」

(注)「〇〇」には、当該畜産物の一般的な名称を記載すること。

別表1

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材	家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。
食品工場又は繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
と殺場又は水産加工工場からの動物性産品由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バークたい肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	天然鉍石を粉碎又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉍石を水洗精製したものであること。
天然りん鉍石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉍石を粉碎したものであること。
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰(苦土生石)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

灰を含む。)	と。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素 (マンガ ン、ほう素、鉄、 銅、亜鉛、モリブ デン及び塩素)	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用する ものであること。
岩石を粉砕したも の	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつ て、含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するもので ないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ と。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ と。ただし、土壤改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限る こと。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ と。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ と。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ と。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ と。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ と。
塩基性スラグ	
鉱さいけい酸質肥 料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ と。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつ て、カドミウムが五酸化リンに換算して1 k g 中90 m g 以下であるもの であること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたもの であること。
リン酸アルミニウ ムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1 k g 中90 m g 以下であるものであ ること。
塩化カルシウム	
食酢	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用 する場合に限ること。
製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び 固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ と。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造する ことができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り使用することができる。
その他の肥料及び 土壤改良資材	植物の栄養に供すること又は土壤改良を目的として土地に施される物 (生 物を含む。) 及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物 (生物を含む。) であつて、天然物質又は化学的処理を行っていない天然 物質に由来するもの (燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより





食酢	
----	--

別表3

家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量(kg)
肉を生産することを目的として飼養する牛	10月齢未満(繁殖の用に供している雌を除く。)	4.1kg
	10月齢以上(繁殖の用に供している雌を除く。)	8.1kg
	繁殖の用に供している雌	7.0kg
乳を生産することを目的として飼養する牛	10月齢未満	5.6kg
	10月齢以上泌乳開始まで	9.0kg
	泌乳中の牛 泌乳していない経産牛	21.0kg 9.2kg
馬	12月齢未満(繁殖の用に供している雌を除く。)	12.4kg
	24月齢未満(繁殖の用に供している雌を除く。)	14.4kg
	24月齢以上(繁殖の用に供している雌を除く。)	17.3kg
	繁殖の用に供している雌	19.2kg
めん羊	繁殖の用に供している雌	1.7kg
	上記以外のもの	1.9kg
山羊	繁殖の用に供している雌	2.5kg
	上記以外のもの	1.1kg
豚	3月齢未満	1.1kg
	5月齢未満	2.2kg
	5月齢以上	3.1kg
肉を生産することを目的として飼養する鶏	4週齢未満	42g
	4週齢以上	139g
卵を生産することを目的として飼養する鶏	9週齢未満	27g
	9週齢以上であって採卵開始まで	54g
	採卵開始以降	90g
うずら		18g
あひる及びかも	6週齢未満	108g
	6週齢以上	180g

(注) 1日当たりの平均採食量は、乾物重量で換算した数値である。

別表4

石けん、石灰乳、消石灰、生石灰、アルコール類、フェノール類、オルソ剤、ヨウ素剤、ホルムアルデヒド、グルタルアルデヒド、クロルヘキシジン、逆性石けん、両性石けん、塩素剤、過酸化水素水、水酸化ナトリウム及び水酸化カリウム、搾乳施設のための洗浄及び消毒製品、炭酸ナトリウム、その他の植物由来製品

別表5

家畜の種類	家畜1頭当たりの最低面積
肉を生産することを目的として飼養する牛(体重が340kgを超えるものに限る。)	5.0㎡
乳を生産することを目的として飼養する牛(成畜に限る。)	4.0㎡(繋ぎ飼いの場合にあつては1.8㎡)

繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛（成畜に限る。）	3. 6 m <sup>2</sup> （繋ぎ飼いの場合にあっては1. 8 m <sup>2</sup> ）
馬（成畜に限る。）	1 3 m <sup>2</sup>
めん羊（成畜に限る。）	2. 2 m <sup>2</sup>
山羊（成畜に限る。）	2. 2 m <sup>2</sup>
肉を生産することを目的として飼養する豚（体重が40 kgを超えるものに限る。）	1. 1 m <sup>2</sup>
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌豚（成畜に限る。）	3. 0 m <sup>2</sup>

（注）「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。

「繋ぎ飼い」とは、牛舎内で牛を1頭ずつけい留具でけい留して飼養する飼養方式をいう。

別表 6

家畜の種類	家畜1頭当たりの最低面積
肉を生産することを目的として飼養する牛（体重が340 kgを超えるものに限る。）	5. 0 m <sup>2</sup>
乳を生産することを目的として飼養する牛（成畜に限る。）	4. 0 m <sup>2</sup>
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛（成畜に限る。）	3. 6 m <sup>2</sup>
馬（成畜に限る。）	1 3 m <sup>2</sup>
めん羊（成畜に限る。）	2. 2 m <sup>2</sup>
山羊（成畜に限る。）	2. 2 m <sup>2</sup>
肉を生産することを目的として飼養する豚（体重が40 kgを超えるものに限る。）	1. 1 m <sup>2</sup>
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌豚（成	3. 0 m <sup>2</sup>

畜に限る。)

(注)「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。

別表7

家畜又は家きんの種類	期 間
肉を生産することを目的として飼養する牛	12月間又は生存期間の4分の3のいずれか長い期間（6月齢未満で飼養の対象となった牛にあっては、6月間）
乳を生産することを目的として飼養する牛	6月間（有機畜産物の生産に用いるための牛の飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた牛にあっては、4月間）
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛	6月間（有機畜産物の生産に用いるための牛の飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた牛にあっては、4月間）
馬	12月間又は生存期間の4分の3のいずれか長い期間
めん羊	6月間
乳を生産することを目的として飼養する山羊	6月間
肉を生産することを目的として飼養する山羊又は繁殖の用に供することを目的として飼養する雌山羊	6月間
豚	6月間
肉を生産することを目的として飼養する家きん	孵化後3日からと殺までの期間
卵を生産することを目的として飼養する家きん	6週間

別表8

家畜の種類	基 準
乳を生産することを目的として飼養する牛	一事業年度当たり平均経産頭数（直近の過去五事業年度の各期首における分べん経験のある家畜の頭数の合計を5で除した数をいう。以下同じ。）の10%未満の頭数。ただし未經産のものに限る。
繁殖の用に供することを目的に飼養する雌牛	一事業年度当たり平均経産頭数の10%未満の頭数。ただし未經産のものに限る。
繁殖の用に供することを目的に飼養する雌馬	一事業年度当たり平均経産頭数の5%未満の頭数。ただし未經産のものに限る。
乳を生産することを目的として飼養する山羊	一事業年度当たり平均経産頭数の10%未満の頭数。ただし未經産のものに限る。
繁殖の用に供することを目的に飼養	一事業年度当たり平均経産頭数の20%未満の頭数。ただし未經産のものに限る。

する雌豚	
------	--

別表 9

家畜又は家きんの種類	基 準
肉を生産することを目的として飼養する牛	1 2月齢未満であって、次の(1)から(8)までのいずれかであること。 (1) 黒毛和種であって体重が310kg以下のもの (2) 褐毛和種であって体重が340kg以下のもの (3) 無角和種であって体重が300kg以下のもの (4) 日本短角種であって体重が300kg以下のもの (5) アンガス種又はヘレフォード種であって体重が280kg以下のもの (6) 雌を除くホルスタイン種であって体重が310kg以下のもの (7) ホルスタイン種を母とする交雑種であって体重が310kg以下のもの (8) (1)から(7)までに該当しない牛であって体重が340kg以下のもの
乳を生産することを目的として飼養する牛	未経産のものであること。
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛	未経産のものであること。
馬	1 2月齢未満であること。
めん羊及び山羊	5月齢未満であること。
豚	4月齢未満であること。
肉を生産することを目的として飼養する家きん	3日齢未満であること。
卵を生産することを目的として飼養する家きん	1 8週齢未満であること。

別表 10

調製用等資材	基 準
次亜塩素酸ナトリウム	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
次亜塩素酸水	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸一ナトリウム	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。

附 則

(施行期日)

- この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。  
(経過措置)
- 別表7の基準に適合する期間以上有機飼養することができない場合は、当分の間、乳を生産することを目的として飼養する牛の項基準の欄中「6月間（有機畜産物の生産に用いるための牛の飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた牛にあっては、4月間）」とあるのは「90日間」と、同表乳を生産することを目的として飼養する山羊の項の基準の欄中「6月間」とあるのは「90日間」と読み替えるものとする。
- 更新の場合にあっては、第4条の表飼養の対象となる家畜又は家きんの項基準の欄1から3まで

に掲げるものの入手が困難な場合は、当分の間、別表 8 のほか、次の表の基準に適合するものを飼養することができる。

家畜又は家きんの種類	基 準
肉を生産することを目的として飼養する牛	1 2 月 齢 未 満 であつて、次の(1)から(8)までのいずれかであること。 (1) 黒毛和種であつて体重が 3 1 0 k g 以下のもの (2) 褐毛和種であつて体重が 3 4 0 k g 以下のもの (3) 無角和種であつて体重が 3 0 0 k g 以下のもの (4) 日本短角種であつて体重が 3 0 0 k g 以下のもの (5) アンガス種又はヘレフォード種であつて体重が 2 8 0 k g 以下のもの (6) 雌を除くホルスタイン種であつて体重が 3 1 0 k g 以下のもの (7) ホルスタイン種を母とする交雑種であつて体重が 3 1 0 k g 以下のもの (8) 上記(1)から(7)に該当しない肥育用の牛であつて体重が 3 4 0 k g 以下のもの
肉を生産することを目的として飼養する馬	1 2 月 齢 未 満 であること。
肉を生産することを目的として飼養するめん羊及び山羊	5 月 齢 未 満 であること。
肉を生産することを目的として飼養する豚	4 月 齢 未 満 であること。
肉を生産することを目的として飼養する家きん	3 日 齢 未 満 であること。
卵を生産することを目的として飼養する家きん	1 8 週 齢 未 満 であること。

4 第 4 条 の 表 飼 料 の 給 与 の 項 の 基 準 に 適 合 す る 有 機 飼 料 等 及 び 有 機 畜 産 用 自 家 生 産 飼 料 の 入 手 が 困 難 な 場 合 は、当 分 の 間、牛、めん羊又は山羊にあつては乾物重量換算で、平均採食量から同項基準の欄 1 の(2)及び(3)に掲げる飼料の重量を除いた重量の 1 5 % まで、馬、豚又は家きんにあつては平均採食量から同欄 1 の(2)及び(3)に掲げる飼料の重量を除いた重量の 2 0 % まで、同欄 1 の(1)の飼料以外の飼料（組換え DNA 技術を用いて生産されたもの、抗生物質又は合成抗菌剤を含むものを除く。）を給与することができる。

附 則 （平成 1 8 年 1 0 月 2 7 日 農 林 水 産 省 告 示 第 1 4 6 6 号）  
 この告示は、公布の日から起算して 3 0 日を経過した日から施行する。